

規範形式に及ぼす制裁の効果に関する調査研究*

— カンニング事件による自然実験 —

佐々木 薫

問 領

本稿は、某女子短期大学におけるカンニング事件およびそれに続く大学当局の処分が、学生集団の規範にいかなる影響を及ぼしたかを明らかにしようとして試みられた、調査研究の報告である。本研究は取り扱った事件の性質上、Cartwright & Zander (1960) のいう自然実験 (natural experiment) に当るものである。次に事件の経過を述べ、この自然実験を通じてわれわれが明らかにしようとした理論的问题を定式化しておきたい。

事件の経過：カンニング事件はこの女子短期大学創立（昭和40年4月）後2年目の学年末定期試験中に初めて発生した。すなわち、昭和41年2月24日第2時間家庭看護学の筆記試験中、当時家政科2年L某がカンニング・ペーパーを用いて不正行為におよんでいたところを監督者に発見された。続いて3月1日第1時間宗教学の筆記試験中、当時英文科1年CクラスM某の不正行為が、同室の受験生からの申出により、監督者に発見された。¹⁾ いずれも同大学の履習規程により、不正行為以後の受験は一切停止された。3月2日臨時教授会が召集され、L、Mとも10日間の停学処分に付すとの決定がなされた。この処分決定は、本人たちへの通告と同時に、大学玄関前の学内掲示板に不正行為者の所属学科・学年・組・氏名を明示して発表された。

Lは春休み中に停学期間を終え、追再試験を受けて卒業した。Mも同様の経過をたどって4月には2学年へ進級した。²⁾

なお、Mの不正行為事件に関連して、当日同じ

試験場で受験していた英文科1年BクラスのN某が貧血により卒倒するという事件があった。この卒倒は、Mの不正行為に対する監督者の叱責を、Nが自分に対してなされたものと誤認したことによるものであったことが、その後の非公式な事情聴取によって判明した。この情報は当日同室で受験した英文科1年A、B、C 3クラスの学生たちの間でかなり広範に伝播し、信じられていたが、目撃者の公式な証言がなかったため、Nに対する処分は何もなされなかった。

問題の定式化：創立後日の浅いこの短期大学が初めての不正事件にどう反応するかは、その後に形成される『校風』に大きな影響を及ぼすものと考えられる。二学期制をとっているこの大学は、この事件発生以前に3回の学期末試験を経験していた。これらの試験ごとに細々ながら不正行為のうわさが流れていた。このような「うわさ」を放置することの危険性は教授会メンバーのかなりの部分に認識されていたようである。この事件に対する処分決定に際して、婚期前の女子学生という事情を慮って公式の処分を避けようとする動きがあったが、これを敢えて抑え、氏名公表による公式処分に踏み切ったのは、このような認識が底流にあったためと思われる。

このことは、厳しい処分が学生間に厳しい集団規範の形成を促すであろうという前提の上に立っていることを意味する。一般に、法や規範のもつ拘束力は、違反や逸脱に対して予想される制裁に基いている、といえる。現実的制裁の欠如（制裁執行者の怠慢によるにせよ、まったく外的条件の変化によるにせよ）が法や規範の機能を弱めるも

* 調査の実施に際しては、多くの方々よりご援助いただいた。主題の性質上、これらの方々の氏名の明記は控えさせていたが、この機会に厚く御礼申し上げる。

注1) いずれの場合も本人たちが不正の事実があったことを認めている。

注2) 先に開かれた3月2日の臨時教授会では、学生部長より「(L、M両名とも) 改悛の情切なるものがあり家庭に謹慎中である」との報告があった。

のであることは、未成年者飲酒禁止法や男子寄宿舎の門限など多くの例が示す通りである。ここで提起される理論的疑問の一つは、規範の維持に対して果す制裁の機能と規範の形成に対するそれとが果して同一であろうか、ということである。この疑問は、しかし、概念的にも方法的にも洗練を要する多くの問題を含んでいる。まず規範の維持と形成とはどのように区別されるであろうか。その区別に照らしてみて、この大学で生じたこの事件は、果して形成にかかわるものであるのか、それとも維持にかかわるものとみるべきなのか。いま仮りにこの事件をそのいずれかにかかわるものと位置づけ得たとして、残された一方に該当する事例をどこに求めて比較の対象としたらよいであろうか。さらにまた、ここで規範というとき、それは大学の設定するフォーマルな規則を意味するのか、それとも学生たちが共有するインフォーマルな集団規範をいうのか。仮りに後者だとした場合その集団とはどの範囲のものか。——全学、学年別、学科別、学級別、あるいは学生の任意団体のいずれか。そして最後に、制裁の出所ないし制裁執行の正当性に関する集団成員の認知にかかわる問題がある。処分の決定および執行が大学当局によってなされるか学生自治体によってなされるか。——この問題は結局、刑量・執行者・執行方法について集団成員たちの抱く主観的正当性の問題に帰着するであろう。これらの問題は、規範と制裁の関係を理論化する上で、いずれもきわめて重要なものであると思われるが、研究の現段階では必ずしも充分に整理できていない。

このような問題に対する適切な対処を可能ならしめるような理論化が将来達成るべき課題であることを意識しながら、ここでは本研究の目的をひとまず次のように規定しておくこととする。すなわち、創立以来はじめて生起したカンニング事件とそれに対する大学側の処分は、この種の不正行為に関する学生集団（主として当該学科の学年集団または学級集団）の規範（return potential model という規範の構造特性）に如何なる影響を及ぼしたであろうか。大学側がおそらく意図したであろうような、より厳格な方向への規範の変容

は果して実現されたであろうか。

上で提起された概念的および方法的諸問題は、結果の考察において検討するであろう。

方 法

方法上の最重要点は適切な対照群の選定にある。事件の発生が事前に予想されるような現場実験や実験室実験とは異り、この種の自然実験では事後的にしか調査デザインが立案できない。事後的に実施可能な諸測定を通じて、事件直前の状態を合理的に推定しなければならない。

われわれが実際に行なった測定は図1に示した通りである。すなわち、事件の発生した昭和41年度末の定期試験が終了すると自動的に大学は年度末の休暇に入ったため、調査が可能な最も早い時期は翌年度頭初（昭和42年4月）であった。昭和42年度前期開講（4月13日）後第2週目の英文科2年（A, B, Cクラス）の合同授業時に質問紙調査を実施した。数日後英文科1年（D, E, Fクラス）の合同授業時にも同じ調査を施行した。以上の調査（第1回測定）によって、事件の経験

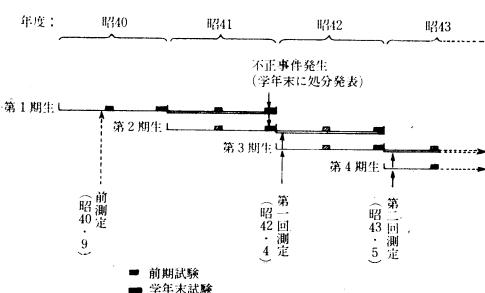


図1. 事件の発生と調査の時間的経過

者（A, B, Cクラス——事件当時1年生でMの不正行為およびNの卒倒を目撃した）と、未経験者（D, E, Fクラス——翌年度の新入生）の集団規範を測定することができた。³⁾ しかしながら、これら両群間に、単なる事件の経験・未経験という差異のほかに、学年差という重大な条件差が存在する。後者の条件差を事後的に補正する方法は、この未経験者群が2年生になった年度の初めに測定し直すことであろう。この目的をもって、昭和43年5月⁴⁾に第2回測定を実施した。

注3) もう一つの経験者群、すなわち、Lの所属する学級の学生たちは、この時期すでに卒業していた。

同時に、この年度の新入生（英文科1年G, H, Iクラス）にも同じ質問紙調査を行なった。

なお、上記2回にわたる事後的調査とは別に、事件発生の約1年前すなわち大学創立と同時に入学した第1期生が大学で初めての定期試験（昭和40年度前期試験）を目前に控えた昭和40年9月にたまたま別の目的で⁵⁾当時の英文科1年生全體（P, Qクラス）を対象に実施していた同一の調査資料が存在した（図1には「前測定」と記されている。以後この呼称を用いることにする）。

調査に用いた質問項目は、Stouffer (1949) の質問形式を Jackson (1960) の return potential model に適合するようわれわれが改変し、さらに Rommetveit (1955) のいう規範の虚構性 (fictitiousness of a norm) をも測定できるように工夫したものである。すなわち、被調査者に自分が期末考査の代理監督をしている最中にカンニング・ペーパーを使って不正行為をしている学生を発見したという場面を想定させ、その際代理監督者がとり得る5通りの処置（最も厳格なものから最も寛大なものまで順序尺度を構成している）を示して、もし彼（被調査者＝代理監督者）が各处置をとったとした場合に予想される級友たち（想定された試験場にいるカンニング学生の級友たちではなく、被調査者自身が現実に所属しているクラスの学友たち）の反応を、高度の是認から否認にいたる7段階尺度上に回答させるものである。（こうして測られたものを以後「クラスの規範」と呼ぶことにする）。同様の形式で予想される大学当局の反応（「認知された大学側の期待」と呼ぶことにする）と、回答者自身の個人的反応（「私的見解」と呼ぶことにする）とを重ねて尋ねた。末尾に掲げた「調査票見本」中、質問2, 3および4がそれぞれこれに対応する。また、カンニング事件の想定場面は、(A)不正行為者が代理監督者の見知らぬ学生である場合と、(B)親友である場合とに分けてあって、被調査者たちは両方の場面について二重に回答することを求められた（調査票見本

中、質問A群・質問B群とあるのがこれに対応する）。

各回調査における調査票の回収状況は表1に示す通りであった。回収率で表わされる資料の代表性は必ずしも一様でないが、この種の自然実験では時間的急迫性と準備の周到さとの間に二律背反を生じるため、ある程度止むを得ないのであろう。

表1. 各測定期における被調査者数と回収率

測定期	1年生				2年生			
	クラス	在籍数	回収票	回収率	クラス	在籍数	回収票	回収率
前測定 〔昭40.9〕	P	51人	28票	55.0%	A 〔昭42.4〕	48人	32票	66.8%
	Q	50	28	56.0				
	計	101	56	55.5				
第1回測定 〔昭42.4〕	D	53	36	68.0	A	48人	32票	66.8%
	E	49	38	77.6	B	44	33	75.0
	F	71	41	57.8	C	43	32	74.5
	計	173	115	66.5	計	135	97	71.9
第2回測定 〔昭43.5〕	G	48	42	87.5	D	53	48	90.6
	H	51	46	90.2	E	49	44	89.9
	I	53	48	90.6	F	71	65	91.6
	計	152	136	89.5	計	173	157	90.8

注) 太字の部分が事件経験者群（実験群）

前測定の場合は別として、第1回測定で70%前後第2回測定で約90%の回収率を得た。

結果

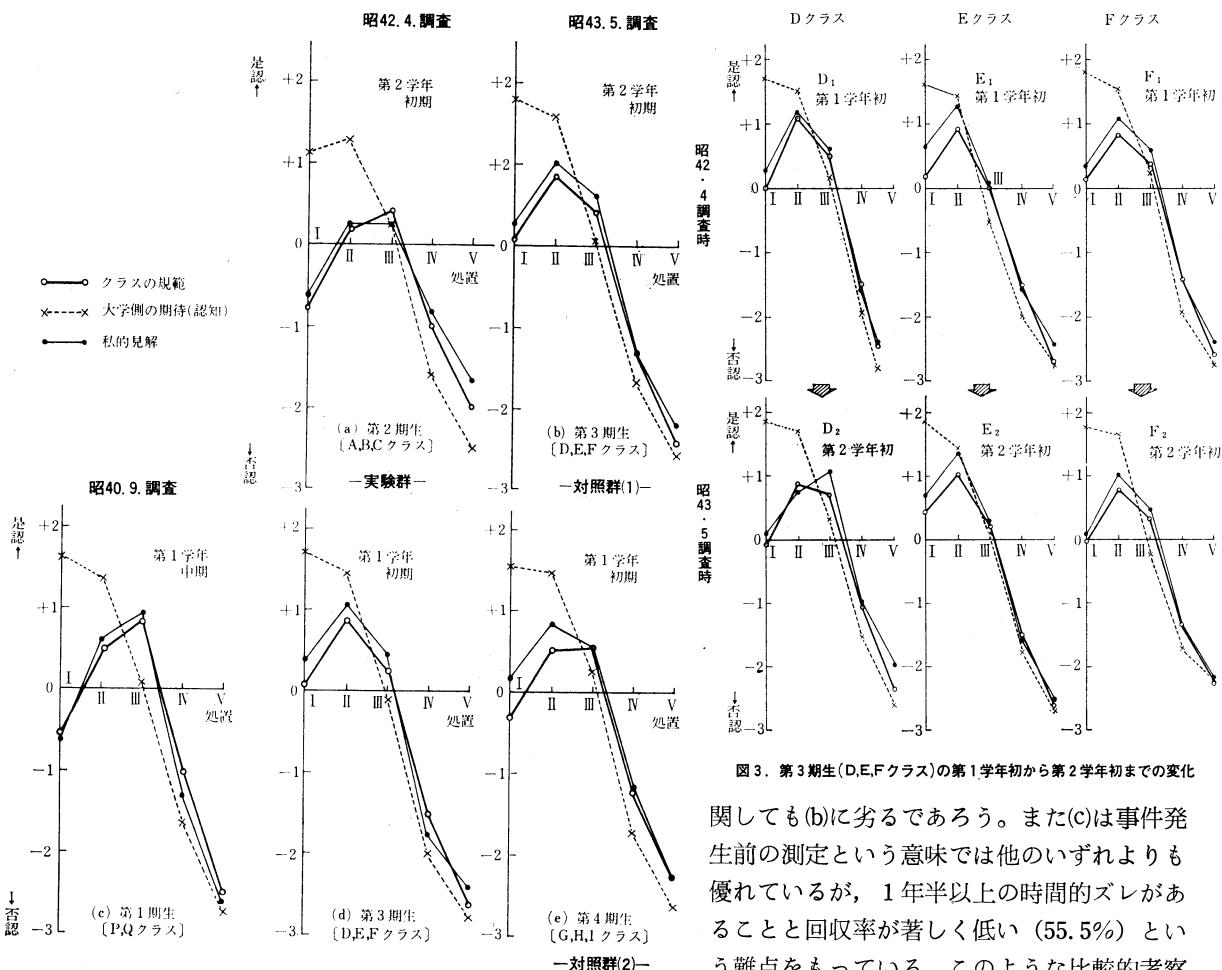
全3回にわたる測定結果に基いて、学年群ごとの return potential 曲線を描いたのが図2である。⁶⁾この曲線は横軸に処置I（最も厳格）から処置V（最も寛大）まで代理監督者のとり得る行動型を配し、そのおのおのに対して予想される級友たちの反応、大学側の反応、および回答者の私的見解の群平均（「1. 実にけしからん、許せないと思うだろう（+3点）」から「7. 全く期待通りによくやってくれたと思うだろう（-3点）」までを便宜的に間隔尺度とみなして算出した算術平均）を縦軸にとってプロットし、それを線でつなぐのである。太い実線、点線、および細い実線がそれぞれクラスの規範、（回答者=学生たちに認知された）大学側の期待、および回答者たちの私的見解を表わしている。⁷⁾図中(a)が不正事件を経験（目撃）したA, B, C 3クラスの事件（

注4) 理想的には同年4月の開講後2週目に実施すべきであったが、調査実施者の都合で5月中旬～下旬になってしまった。この時期のズレは実際にはほとんど重要な影響をもたらしているとは思われない。

注5) 佐々木(1963)を参照せよ。

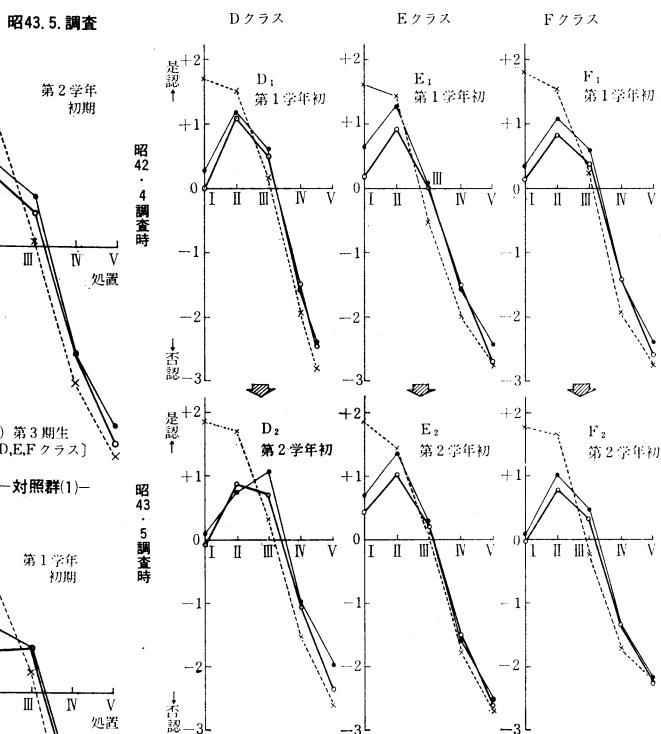
注6) たゞし、いずれも「カンニング学生は代理監督者の見知らぬ学生であった」場合に関するものである（質問A群）。

注7) return potential 曲線については Jackson (1960) または佐々木(1963)を参照せよ。



处分を含む) 後の測定結果である。いまこれを便宜的に「実験群」と呼ぶこととする。本研究の目的よりすれば、他の測定結果(b)～(e)の中からこの実験群の事件前の状態を最も合理的に推定できる「対照群」を選び出すことが重要な課題となる。

「対照群」の選定: 先に方法の項で指摘したように(d)は比較的純粹に未経験である(事件後時間が経つほど情報は伝播しやすい)ことおよび実験群と同時点の測定であることにおいてはすぐれているが、学年差(これは年令、大学という生活共同体への馴致、学識や経験の量など多くの点で差を生ぜしめている)という重大な欠陥をもっている。測定に関して約1年間の時差があるとはいえば学年差をほぼ等価に揃えているという点で(b)の方が相対的にすぐれた対照条件を構成しているといえよう。(e)は学年差と測定時期のズレのいずれに



関しても(b)に劣るであろう。また(c)は事件発生前の測定という意味では他のいずれよりも優れているが、1年半以上の時間的ズレがあることと回収率が著しく低い(55.5%)という難点をもっている。このような比較的の考察から最善のものを選ぶとすれば、やはり(b)ということになるであろう。

しかし、これらの考察は学年差がきわめて重要な変動因であることを前提としたものである。果して学年差はどれほどの変動をもたらすものであろうか。(d)→(b)の変化量からこの前提を吟味してみることができるであろう。図2にみる限り、その変化量は驚くほど少ないのである。これをさらに細かくクラス別に検討したのが図3である。Dクラスの私的見解に最大の変化がみられるが、これと絶対量としては大きな変化とはいえない。全般的にみて、これらのreturn potential曲線の形に関する限り学年差は無視できるほど小さい。ただ、規範の結晶度は学年の上昇とともに一層高くなる傾向がみとめられる。⁸⁾ このように学年差が予想外に小さいとすれば、むしろ入学年次による変動の方が重要視されなければならなくな

なる。先の図2にもどって検討してみると、事実、(d)−(b)間の差よりも(d)−(e)間の差の方が明らかに大きい。

以上の考察に基き、結局、(b)を対照群(1)とし、(e)を対照群(2)に指定することとした。これら2つの対照群と実験群との間に揃って統計的有意差がみとめられた場合にのみ、事件(処分を含む)の効果を論ずることとする。このような方法をとることによって入学年次の相違に基く変動分は一応排除されたとみなすことが(少くとも論理的には)許されるであろう。

実験群と対照群との比較：さて、クラスの規範(図中太い実線)、私的見解(細い実線)、および大学側の期待に対する認知(点線)のおのおのについて、実験群(a)と2つの対照群(b)および(e)との比較を行ない、差の有意性を統計的に検定してみると(χ^2 検定)、表2の如き結果が得られた。すなわちクラスの規範(集団規範)に関しては処置Ⅱに対する是認が低減し、処置Ⅴに対する否認が弱まつたこと、私的見解に関しては処置ⅠおよびⅡに対する是認が低減し、処置ⅣおよびⅤに対する否認が弱くなつたこと、そして大学側の期待(に対する認知)に関しては処置Ⅰに対する是認が低下したことが明らかにされている。このカンニング事件とその不正行為者に対する大学側の処分

表2. 実験群と2つの対照群との差

比 較	處 置				
	I	II	III	IV	V
集団規範	対照群(1)と 対照群(2)と 差の方向§	** — —	** * —	— — —	(*) — +
私的見解	対照群(1)と 対照群(2)と 差の方向§	** ** —	** * —	— * +	** ** +
大学側の期待(認知)	対照群(1)と 対照群(2)と 差の方向§	** ** —	— — —	— — —	— — —

* * は $P < .01$, * は $P < .05$, (*) は $P < .10$ で有意なことを、また—は N. S. を表わす。
 ** は $P < .01$, * は $P < .05$, (*) は $P < .10$ で有意なことを、また—は N. S. を表わす。
 § + は(実験群の値) − (対照群の値) > 0 であることを、また−は(実験群の値) − (対照群の値) < 0 であることを表わす。

は、「カンニング・ペーパーと答案用紙を取り上げて直ちに退場を命じ、教務に報告する」という最も厳しい処置を必ずしも大学側は最も強く望んでいるのではないという認識をこの事件の目撃者たちにもたらし、彼女らの私的見解を厳しい処置の忌避と寛大な処置の是認の方向へ変化させていく。そして彼女らの学級集団の規範もまたこれらの変化を反映して、私的見解の変化ほど顕著ではないまでも、同じ方向への有意な変化をとげたのである。この変化は、処分の決定を行なった教授会の意図とはむしろ逆行するものであったと思わ

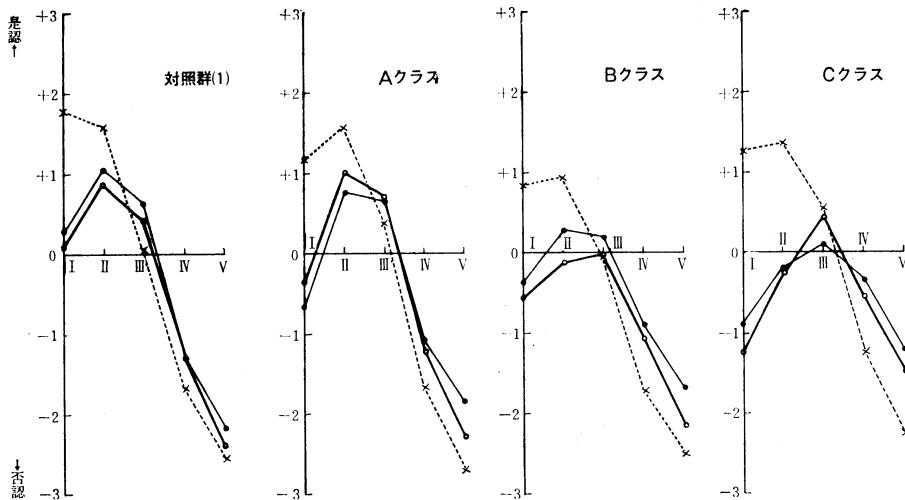


図4. 実験群3学級[A,B,Cクラス]の変化

注8) 規範に対する各成員の認知の一致度を表わし、処置Ⅰ. Ⅱ. ……Ⅴにおける平均値のまわりの分散(σ^2)の和で示される。この値が小さいほど規範の結晶度は高い。因みに、D, E, Fクラスにおける1年間の変化はそれぞれ8.57→7.95, 8.98→7.24, 6.72→7.62であり、3クラス全体では8.35→7.75であった。

れる。

以上の比較は実験群、対照群とともにそれぞれ3学級を一括して行なったものである。しかし、集団規範の測定に用いられた質問項目は、ここでいう集団の範囲が学級（クラス）であることを明瞭に指定している。さらにまた、事件の経過記述の中で明らかにしたように、事件へのかかわり方もA, B, C 3 クラスでは多少異っていた。すなわちC クラスは不正行為者M を出した学級であり、B クラスは卒倒者をもつ学級であるのに対し、A

クラスは事件当日同じ試験場にいてこれらの出来事を目撃しただけの学級である。測定資料（とくに集団規範に関するもの）はこれらのクラス別に集計し直すことによって、いっそう具体的な意味をもつものとなるであろう。このようにして、実験群の3学級を別々に集計し直し、グラフ化したものが図4である。比較の便を考えて、対照群(1)のグラフを図2から転載しておいた。表3は、これらA, B, C 3 クラスと2つの対照群との間の差の有意性を統計的に検定した結果である (χ^2 検定)

表3. 対照群との差の有意性

比較	集団 処置	A クラス					B クラス					C クラス				
		I	II	III	IV	V	I	II	III	IV	V	I	II	III	IV	V
集団規範	対照群(1)と 対照群(2)と	☆☆	—	—	—	—	(☆)	★★	—	—	—	★★	★★	—	★	★★
私的見解	対照群(1)と 対照群(2)と	★	—	—	—	—	—	★	☆☆	—	★	★★	★★	—	—	★★
大学側の 期待(認知)	対照群(1)と 対照群(2)と	☆	—	—	—	☆☆	—	☆	—	—	(☆)	☆☆	☆☆	—	—	☆☆

☆☆は $P < .01$, ☆は $P < .05$, (☆)は $P < .10$ で有意なことを, —はN.S.を表わす。

）。先にみたように、厳しい処置を忌避し寛大な処置を容認しようとする傾向は、当然ここでもうかがえるが、その程度はクラス間にかなりの差があると認められる。被処分者M を出したC クラスにおいて最も著しく、卒倒者N のいたB クラス、単なる目撃者であったA クラスの順に弱い。とくに最後のA クラスでは、処置 I に対する私的見解のみがいくらか否定的に変化したに過ぎなかった。因みに、ここで測定された集団規範、私的見解、および大学側の期待(認知)という3変数の中では、当然予想されるように、私的見解が最も影響を受けやすく、次いで集団規範、大学側の期待の順に影響は小さくなっている。

表4は、上でみてきた集団規範の return potential 曲線に基いて、最大リターンの点 (point of maximum return), 許容範囲 (range of tolerable behavior), 強度 (intensity), 結晶度 (cristallization) など Jackson (1960) の提唱する規範の構造特性を、⁹⁾ クラス別および群別に算定し一覧表にしたものである。最大リターンの点は最大の是認が与えられる行動型（すなわち集団の理想）を意味するが、対照群中ほとんどのクラスが処置 II を理想としているのに対し、実験群とくに

表4. 規範の構造特性

特 性	実験群	対照群(1)	対照群(2)
最大リターンの点	A II B III C III 全体 III	D II E II F II 全体 II	G II H II I III 全体 II ≈ III
許容範囲	A II, III B (III) C III 全体 II, III	D II, III E I, II, III F II, III 全体 I, II, III	G II, III H II, III I II, III 全体 II, III
強 度	A 5.96 B 3.92 C 3.94 全体 4.61	D 5.02 E 5.76 F 4.73 全体 5.09	G 4.21 H 5.17 I 5.10 全体 4.87
結 晶 度	A 7.20 (Σ σ^2) B 8.70 C 8.94 全体 10.10	D 7.95 E 7.24 F 7.62 全体 7.75	G (10.78) H (9.00) I (8.53) 全体 (9.60)

被処分者や卒倒者を出したC クラスとB クラスではこれよりも相対的に寛大な処置 III に最大のは是認が付与されている。許容範囲すなわち集団から否認を受けないで行動できる範囲についてみると、処置 I や II のような厳格な処置が否認されるようにならざるを得ないため、実験群とくにB, C クラスでは処置 III のみが唯一の許容行動型として残されるにいたっている（したがって、許容範囲は狭くなっ

注9) 注9) これらの構造特性については Jackson (1960) または佐々木 (1963) を参照せよ。

ている)。規範の強度は、行動次元(グラフの横軸)上の各行動型(処置I, II, ……V)に付与されるは認または否認の絶対量の和として算定されるが、これは是認された行動型へと駆りたてる集団的压力の傾斜が急であることを意味する。実験群とくにB, C両クラスにおいてこの強度は低下しているのが注目される。結晶度は先にも少し触れた通り、規範に対する認識が集団成員間でどれほど一致しているかを示す指標である($\Sigma\sigma^2$ が小さいほど結晶度は高い)が、対照群(2)の各クラスで規範が十分結晶化していない($\Sigma\sigma^2$ の値が大)のは入学後まだ日の浅いことによると考えられるから除外して考えることとすれば、実験群とくにB, Cクラスで結晶度低下の傾向がみとめられる($P < .10$)。

また、結晶度算出と同様の手続きを、大学側の期待(の認知)および私的見解に適用すれば、それぞれ大学側の期待に対する認知の一致度および私的見解の一致度を示す指標が得られる(この場合にも、 $\Sigma\sigma^2$ が小さいほど一致度は高い)。表5はこれを示している。対照群(2)は、先に結晶度に

表5. 大学側の期待に対する認知と私的見解の一致度

変数	実験群		対照群(1)		対照群(2)	
大学側の期待に 対する認知の 一致度($\Sigma\sigma^2$)	A	6.32	D	6.75	G	(8.02)
B	7.77	E	6.71	H	(6.78)	
C	9.49	F	7.39	I	(6.52)	
全体	9.83	全体	6.49	全体	(7.11)	
私的見解の 一致度($\Sigma\sigma^2$)	A	6.65	D	7.99	G	(9.72)
B	9.45	E	10.13	H	(8.79)	
C	11.16	F	7.88	I	(9.46)	
全体	10.92	全体	8.79	全体	(9.42)	

関して述べた理由から、この場合にも適切な対照群とは言ひがたい。まず大学側の期待に対する認

知の一致度についてみると、B, C両クラス(とくにCクラス)における低下が顕著である。実験群3クラス全体と対照群(1)の3クラス全体について比較した場合の差は5%水準で有意である(F検定)。私的見解の一致度についてはクラス間の変動が大きく一義的な傾向は見出しがたい。いまもしEクラスにおける低一致度を全くの偶然による例外とみなすことができれば、B, C両クラス(とくにCクラス)の示す低一致度はこれまで規範の結晶度や大学側の期待に関する一致度の動きと軌を一にするものとみなすことができるかも知れない。ついでながら、わずかな差を問題にすることが許されるならば、実験群中Aクラスのみは、これらB, Cクラスの動きとは反対に、規範の結晶度、大学側の期待の認知および私的見解の一致度とともにいくらか高まりをみせているのが注目される(いずれも統計的には有意でない)。¹⁰⁾

カンニング学生が代理監督者の親友であることを仮定した場合: 方法の項で述べた如く、質問B群は「カンニングしていた学生は代理監督者(=あなた)の大の親友。その親友はいつも熱心に勉強する努力家だが成績はどうも芳しくない。今度の試験ではぜひともよい成績をおさめておきたいと一生けん命になっていた」という状況想定のもとに尋ねられた。この場合には、これまでみてきた質問A群(不正行為者は代理監督者の見知らぬ学生を仮定していた)の結果とどのように異なるであろうか。対照群(1)[D, E, F 3クラスの合計]との対比において実験群A, B, C 3クラスの結果を図示すれば図5の如くである。これら実験群3クラスが対照群(1)および(2)との間に示す差を統計的に検定した結果は表6の通りであった。見知

表6. 対照群との差の有意性

比較	集団 処置	A クラス					B クラス					C クラス				
		I	II	III	IV	V	I	II	III	IV	V	I	II	III	IV	V
集団規範	対照群(1)と 対照群(2)と	☆	—	—	(☆)	★	☆	(☆)	—	—	☆☆	★★	★★	—	★★	★★
私的見解	対照群(1)と 対照群(2)と	—	—	★	—	—	☆	☆	★	—	—	★★	★★	—	★★	★★
大学側の 期待(認知)	対照群(1)と 対照群(2)と	☆	—	☆	—	—	☆☆	★★	—	—	—	—	☆	☆☆	(☆)	☆☆

☆☆はP<.01, ☆はP<.05, (☆)はP<.10で有意なことを, —はN.S.を表わす。

注10) 方法の項で規範の虚構性に言及したが、本研究の資料全般にわたって検討した結果、何ら有意味な発見が得られなかったので、この変数に関する資料の提示は省略する。

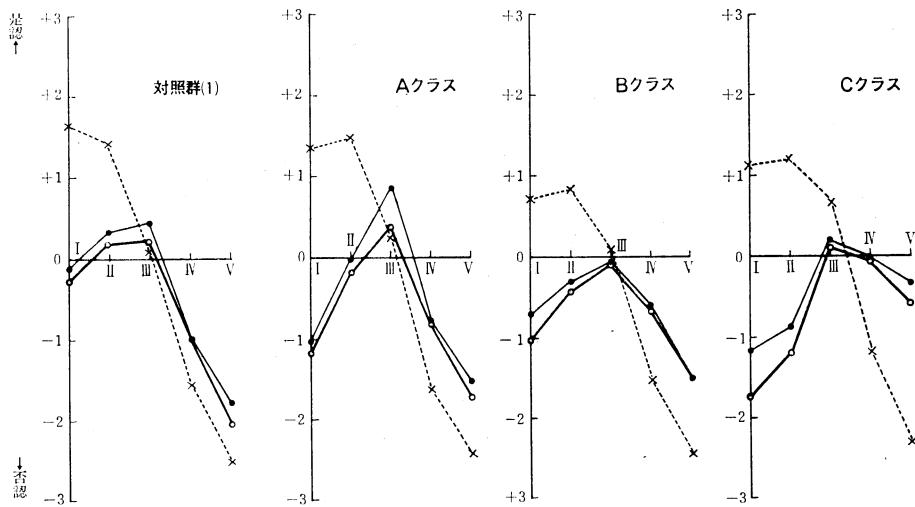


図 5. 不正行為者は代理監督者の親友であることを仮定した場合の
ABC 3 クラスの集団規範その他

らぬ不正行為者に対する場合より全般的に寛かな集団規範と私の見解がみられるが、大学側の期待に対する認知は「親友」によってほとんど影響を受けていない。このような全般的傾向の中でみられる実験群一対照群間の差つまり不正事件とその処分がもたらしたと推定される効果は、見知らぬ不正行為者に対する場合（前出の図4 および表3）と酷似している。すなわち、厳格な処置（I およびII）が忌避され寛大な処置（IV およびV）に対する否認の量が軽減するという方向への変化が、A クラス、B クラス、C クラスへと進むにつれてますます顕著にあらわれている。

また、表7にみると規範の構造的諸特性や2種の一致についてもこれとパラレルな関係が読みとれる。すなわち、最も厳格な処置I が否認されるにいたったため、最大リターンの点は対照群の場合をも含めて全般的にいくぶん寛やかな方へ移動しているが、対照群のそれが処置II寄りのIIIであるのに対して実験群のそれは裁然と処置IIIであること、これに対応して、許容範囲もまたいくぶん右寄り（寛大な処置の方向）に移動し、全般的に狭くなりつつも、実験群と対照群との間には先にみた関係（前出の表4 参照）と同様のものをみとめることができる。強度については先の場合（見知らぬ不正行為者に対する）と異り、この場合には何らの一義的関係を読みとることができな

い。規範の結晶度、大学側の期待に対する認知および私的見解の一致度については、再び先の場合と同様の関係がうかがえる。いずれも実験群中B, C両クラスにおいて結晶度または一致度が低下し、A クラスにおいてはむしろ上昇している（ただし、統計的有意水準に達しているのは大学側の

表7. 規範の構造特性など（不正行為者が親友の場合）

特性など	実験群		対照群(1)		対照群(2)	
最大リターンの点	A	III	D	III	G	III
B	III	E	II	H	II	
C	III	F	III	I	III	
全体	III	全体	III	全体	III	
許容範囲	A	III	D	II, III	G	III
B	(III)	E	II, III	H	II, III	
C	III	F	II, III	I	III	
全体	III	全体	II, III	全体	III	
強 度	A	4.34	D	3.43	G	4.69
B	3.69	E	4.27	H	3.91	
C	3.65	F	3.39	I	5.02	
全体	4.00	全体	3.76	全体	4.36	
結 晶 度	A	6.64	D	8.49	G	(9.47)
B	9.67	E	9.67	H	(10.02)	
C	11.66	F	10.07	I	(8.95)	
全体	10.90	全体	9.24	全体	(9.62)	
大学側の期待に	A	5.27	D	6.42	G	(8.14)
対する認知の	B	9.39	E	5.38	H	(6.98)
一致度($\Sigma \delta^2$)	C	10.63	F	6.81	I	(5.98)
全体	10.11	全体	5.68	全体	(7.11)	
私的見解の	A	7.71	D	8.30	G	(10.14)
一致度($\Sigma \delta^2$)	B	10.95	E	10.85	H	(10.07)
C	11.50	F	8.63	I	(9.23)	
全体	11.81	全体	9.09	全体	(9.86)	

期待に対する認知の一致度について実験群全体と対照群(1)全体とを比較した場合だけ)。対照群の大学側の期待に対する認知の一致度を除いて、全般的に $\Sigma\sigma^2$ の値が大きくなっているのは、「親友」という条件が回答者たちにとって一義的でない意味をもっていたからであろう。

考察および結論

ある女子短期大学において創立以来はじめて起ったカンニング事件およびその不正行為者に対する大学側の処分が、この種の問題に関する学級集団の規範に如何なる効果を及ぼしたかを明らかにしようとしたわれわれの試みは、自然実験一般のもつ方法論的困難に直面しつつも、許される範囲で最も適切であると思われる対照群との比較に基いて、その効果を推定することができた。推定の結果によれば、①処分を含むこの事件は、学生をして厳格な処置を忌避せしめ寬大な処置に対する彼女らの否認を低減せしめるような方向へと、学級の集団規範を（そして同時に彼女らの私的見解をも）変えていた。②この変化は不正行為者（=被処分者）を出した学級において最も大きく、次いで未発覚の不正行為者（事件の発生時に卒倒した）のいた学級、事件の単なる目撃者であった学級へと移るにしたがって小さかった。③より大きな変化は、規範の結晶度、大学側の期待に対する認知の一致度および私的見解の一致度のより顕著な低下と対応して生じていた。④このような変化は、試験監督者と不正行為者との間に親密な社会的関係を仮定させた場合にも、ほとんど同じ形で生じていた。

このような変化は、処分を断行した大学当局の意図に反するものであったと解される。試験での不正行為に対してよりいっそう厳しい規範を確立することをめざしたはずの処分が、既存の規範を動搖させ逆にいっそう寛やかな規範へと変ってしまったのである。なぜこのようなことになったのであろうか。この問いに積極的に答える資料はわれわれの手許にない。ただ、厳しい処分が常に厳しい規範の形成を結果するとは限らないということについては若干理論的考察を加えることができるようと思われる。単なる形式的な規則や掟ではなくて、ここで測定の対象とされているような

実質的な集団規範に関する限り、それが一定の型（return potential 曲線を考えよ）に形成されるためには、その型のもつ正当性が当該集団の成員によって承認されなければならないであろう。このような観点から、本研究の事例を考察するとき、処分の決定機関が（多分に非現実的ではあるが）仮りに学級会であるとか学生自治会であるなどのように、決定の正当性が容易に受容できるものであるか、あるいは大学当局の施策を全面的に是認できるような信頼関係が当局と学生集団との間にでき上っている場合における当局の決定であれば、決定された処分の厳しさに対応する厳しい集団規範の形成が期待できたであろうが、このような充分な信頼関係が存在しないところで大学当局が行なう処分決定は、それが客観的にはいかに正当なものであっても、被処分者を含む学生集団にとって自明的に正当なものと認識される保障はないといわねばならない。本研究の対象となった短大について、この信頼関係の存在または欠如を判定することは容易でないが、ごく一般的にいえば、高校時代の諸制約から解放されることを夢みている青年期の女子大生に創立以来わずか2年の歳月でこのような信頼関係を確信させることはきわめて因難であろうと思われる。決定後におけるその正当性の説得こそが肝要であったであろう。

このようにみると、規範の形成に及ぼす制裁の効果と規範の維持に及ぼすその効果とは多少異なるように思われる。規範の維持においては、規範の命ずる制裁はそれ自体が（他の条件に変化がなければ）充分な正当性を具備しているものとみなされているから、ほとんど確実に所期の効果をあげるであろう。規範とは本来的に現状維持の機能をもつものである。大学当局が処分によって意図したものは、明らかに規範の維持ではなくむしろ形成ないしは変容であった。この事件以前の定期試験においても不正行為のうわさは流れていた。創立以来はじめての処分は、この弛緩した風紀を厳しいものに変える意図をもっていた。これは現状維持ではなく現状変革であった。この場合には制裁のもつ（集団成員の側の）主觀的正当性が重要な問題になってくることは上で論じた通りである。形成と維持の概念的区別についてはもっと綿密な考察を必要とするようと思われるが、こ

れは別の機会にゆずりたい。本研究の取り扱った事例が形成（または変容）に関するものであるとすれば、これと対比できる維持の事例を探して実証的資料を得ておかなければならぬ。理論の構築はその実証的確認と並行して進められねばならないであろう。

さて、上に述べたような意味での主観的正当性を欠いた制裁が大学当局から下されたとき、それがもたらした（逆）効果は、この事件へのかかわり方の異なる3つの学級において興味深い差異を示していた。制裁の犠牲者を出すまいとする心理的構えは、現実に被処分者を出したクラス、発覚を免れた不正行為者を級友にもつクラスでとくに顕著であった。このことは、これらのクラスでとくに強くこの制裁のもつ正当性が否定されていたことを物語っているように思われる。また事件の単なる目撃者であったクラスで規範の変容が最も小さかったことと、規範の結晶度その他の $\Sigma\sigma^2$ の値の変化が、上の2クラスとはむしろ逆に小さくなり規範的過程が動搖よりもむしろよりいっそうの安定性へと移行したことなどの背景には、制裁の犠牲者への心理的関与度の差とでもいべき特殊な要因が作用しているように思われる。このことはこの種の問題に関する将来の理論化において考慮るべき側面の一つであろう。

より大きな規範の変化が、結晶度その他の一致度のより顕著な低下と対応していたことについては、女子寮の門限に関するインフォーマルな学年規範（＝学級集団の規範）について佐々木（1969）が観察し理論化しているところと合致する。規

範の自然な変容には、結晶度の低下が先行条件をなしているものと考えられる。

試験監督者と不正行為者との間に親密な社会的関係を仮定させて測定した諸結果が、制裁の効果に関する限り、両者間に「見知らぬ」者同志の関係を仮定させた場合と本質的に同じであったことについては、特に改めて論ずることはない。ただ、不正行為者Mの発見が同室の受験生の申し出によるものであった事実を想起すれば、実験群の回答者たちにとって「親友」を仮定した設問の方がいっそうリアルに感じられたであろう。

文 献

- Cartwright, D. & Zander, A. (Eds.) [1960] *Group Dynamics : Research and theory, 2nd ed.* New York : Harper & Row. pp. 50-51. 三隅二不二・佐々木薰（訳編）「グループ・ダイナミックス」〔第2版〕I. 誠信書房 昭44. pp. 61-63.
- Jackson, J. M. [1960] Structural characteristics of norms. In G. E. Jensen (Ed.) *Dynamics of Instructional Groups*. Chicago : Univ. of Chicago Press. 末吉・片岡・森（訳）「学習集団の力学」黎明書房 昭42. 第7章 pp. 160-190.
- Rommelteit, R. [1955] *Social Norms and Roles*. Minneapolis ; Univ. of Minnesota Press.
- 佐々木薰 [1963] 集団規範の研究—概念の展開と方法論的吟味—教社心研, 4, 21-41.
- 佐々木薰 [1969] 寮の門限に関するインフォーマルな集団規範の変動. 関西学院大学社会学部紀要, 18, 29-46.
- Stouffer, S. A. [1949] An analysis of conflicting social norms. *Amer. sociol. Rev.*, 14, 707-717.

〔付録〕 調査票見本

はじめに

まず次のような場面を想像してみて下さい。

——あなたはいま、教務係に頼まれて、この大学のあるクラス（ただし、あなたとは関係のない）で期末考査の試験監督をしているところです。時間が半分ほど過ぎた頃、あなたは、ある1人の学生がカンニング・ペーパーを使ってカンニングしているところを見つけました。

あなたがその学生に近づくと、その学生は観念したように、「やあ、バレたか」とつぶやきました。その学生は、あなたの知らない学生です。この場合、代理監督者としてあなたがとり得る処置として、次の5通りが考えられます。

処置Ⅰ カンニング・ペーパーと答案用紙を取り上げて直ちに退場を命じ、教務に報告する。

処置Ⅱ カンニング・ペーパーを取り上げた上で一応そのまま受験を続けさせるが、答案を教務に届ける時、マークしてカンニングの事実を報告する。

処置Ⅲ その学生が自発的に受験を放棄するようにそっと促がし、カンニングの事実は誰にも知らせない。（

但し、すすめに応じなければⅡの処置をとる)

処置Ⅳ カンニング・ペーパーだけを取り上げて、そのまま受験を続けさせ、教務には報告しない。

処置Ⅴ 見て見ぬふりをする。教務にも報告しない。

以上のことによく念頭において次の質問に答えて下さい。

質問 A 群

この場合：

① カンニングしていた学生は代理監督者（=あなた）の知らない学生である。

② あなたがどの処置をとったかは、そのうち何らかの形であなたのクラスの人たちに伝わる可能性がある。

とします。

質問1. あなたはどの処置をとるでしょうか。

（注意：「とるべきだ」とか「とりたい」とかいうことではなく、この場合の状況から考えて、あなたがもっともとりそうな処置を1つ〇で囲んで下さい。）

処置 I 処置 II 処置 III 処置 IV 処置 V

質問2. （上の答とは関係なく）もしあなたが処置Iをとったと仮定します。その場合、あなたのクラスの人たちは、あなたの行為についてどう思うでしょうか。また、あなたが処置II, III…Vをとった場合にはどうでしょうか。

もしあなたが ↓	あなたのクラスの人たちは→	実にけしからん、許せない、と思うだろう	どうもけしからんことをした、と思うだろう	どちらかといえど少々まずいことをしていこうを思ふだろう	よくやったとはいえないが、くれた、と思われるだろう	わりによくやまよかろう、と思うだろう	かなりよくやうれい、と思うだろう	全く期待通りによくやつてくれる、と思うだろう
↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓
処置Iをとったとしたら……		1	2	3	4	5	6	7
処置IIをとったといたら……		1	2	3	4	5	6	7
処置IIIをとったといたら……		1	2	3	4	5	6	7
処置IVをとったといたら……		1	2	3	4	5	6	7
処置Vをとったとしたら……		1	2	3	4	5	6	7

質問3. （上と同様に）もしあなたが処置Iをとったとした場合、学校当局はどう思うでしょうか。また、あなたが処置II, III…Vをとった場合にではどうしようか。

もしあなたが ↓	学校当局は→	実にけしからん、許せない、と思うだろう	どうもけしからんことをした、と思うだろう	どちらかといえど少々まずいことをしていこうを思ふだろう	よくやったとはいえないが、くれた、と思われるだろう	わりによくやまよかろう、と思うだろう	かなりよくやうれい、と思うだろう	全く期待通りによくやつてくれる、と思うだろう
↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓
処置Iをとったとしたら……		1	2	3	4	5	6	7
処置IIをとったといたら……		1	2	3	4	5	6	7
処置IIIをとったといたら……		1	2	3	4	5	6	7
処置IVをとったとしたら……		1	2	3	4	5	6	7
処置Vをとったとしたら……		1	2	3	4	5	6	7

質問4. こんどは、代理監督があなたでなく、あなたのクラスの誰かであったとします。その人が処置Iをとった場合、処置II, III…Vをとった場合のことを想像して、そのときあなたはどう思うかを答えて下さい。

もしあなたのクラスの誰かが あなたは→	実にけしからん、許せない、と思うだろう	どうもけしからんことをした、と思うだろう	どちらかといえど少々まずいことをしていこうを思ふだろう	よくやったとはいえないが、くれた、と思われるだろう	わりによくやまよかろう、と思うだろう	かなりよくやうれい、と思うだろう	全く期待通りによくやつてくれる、と思うだろう	
↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓	
処置Iをとったとしたら……		1	2	3	4	5	6	7
処置IIをとったといたら……		1	2	3	4	5	6	7
処置IIIをとったといたら……		1	2	3	4	5	6	7
処置IVをとったといたら……		1	2	3	4	5	6	7
処置Vをとったといたら……		1	2	3	4	5	6	7

質問 B 群

今度は：

① カンニングしていた学生は代理監督者（=あなた）の大の親友。その親友はいつも熱心に勉強する努力家だが成

績はどうも芳ばしくない。今度の試験にはぜひともよい成績をおさめておきたいと一生けん命になっていた。

- ② あなたがどの処置をとったかは、そのうち何らかの形であなたのクラスの人達に伝わる可能性があるものとする。(この点はA群と同じ)。

質問1. あなたはどの処置をとるでしょうか。

(注意: 「とるべきだ」とか「とりたい」とかいうことではなく、この場の状況から考えて、あなたがもっとも) とりそうな処置を1つ〇で囲んで下さい。

処置 I 処置 II 処置 III 処置 IV 処置 V

質問2. (上の答えとは関係なく) もしあなたが処置Iをとったと仮定します。その場合、あなたのクラスの人たちは、あなたの行為についてどう思うでしょうか。また、あなたが処置II, III…Vをとった場合にはどうでしょうか。

もしあなたが	実際にしから あなたのクラスの人たちは→と思われる う	どうもけしか らんことをし た、と思 う	どちらかとい えば少しまず いことをして くれた、と思 う	よくやったと はいえないが まあよからう、 と思 う	わりによくや つてくれた、 と思うだろ う	かなりよくや つてくれた、 と思うだろ う	全く期待通り によくやつて くれた、と思 うだろ
↓							
処置Iをとったとしたら……	1	2	3	4	5	6	7
処置IIをとったとしたら……	1	2	3	4	5	6	7
処置IIIをとったとしたら……	1	2	3	4	5	6	7
処置IVをとったとしたら……	1	2	3	4	5	6	7
処置Vをとったとしたら……	1	2	3	4	5	6	7

質問3. (上と同様に) もしあなたが処置Iをとったとした場合、学校当局はどう思うでしょうか。また、あなたが処置II, III…Vをとった場合にはどうでしょうか。

もしあなたが	実際にしから 学校当局は→ ん許せない、 と思うだろ う	どうもけしか らんことをし た、と思 う	どちらかとい えば少しまず いことをして くれた、と思 う	よくやったと はいえないが まあよからう、 と思 う	わりによくや つてくれた、 と思うだろ う	かなりよくや つてくれた、 と思うだろ う	全く期待通り によくやつて くれた、と思 うだろ
↓							
処置Iをとったとしたら……	1	2	3	4	5	6	7
処置IIをとったとしたら……	1	2	3	4	5	6	7
処置IIIをとったとしたら……	1	2	3	4	5	6	7
処置IVをとったとしたら……	1	2	3	4	5	6	7
処置Vをとったとしたら……	1	2	3	4	5	6	7

質問4. こんどは、代理監督者があなたでなく、あなたのクラスの誰かであったとし、カンニングを見発された学生は、その人の親友だったとします。その人が処置Iをとった場合、処置II, III…Vをとった場合のことを想像して、そのときあなたはどう思うかを答えて下さい。

もしあなたのク ラスの誰かが	あなたは→ ん許せない、 と思うだろ う	実際にしから あなたは→ ん許せない、 と思うだろ う	どうもけしか らんことをし た、と思 う	どちらかとい えば少しまず いことをして くれた、と思 う	よくやったと はいえないが まあよからう、 と思 う	わりによくや つてくれた、 と思うだろ う	かなりよくや つてくれた、 と思うだろ う	全く期待通り によくやつて くれた、と思 うだろ
↓								
処置Iをとったとしたら……	1	2	3	4	5	6	7	
処置IIをとったとしたら……	1	2	3	4	5	6	7	
処置IIIをとったとしたら……	1	2	3	4	5	6	7	
処置IVをとったとしたら……	1	2	3	4	5	6	7	
処置Vをとったとしたら……	1	2	3	4	5	6	7	